

## 一般社団法人至誠会「学会長助成」規則

- 第1条 一般社団法人至誠会「学会長助成」は、至誠会正会員で教授職にある者が、学会等を主催する場合への支援を目的とし、当法人の資金をもって行う。
- 第2条 申請資格者は、次に掲げる各号の条件を満たす者とする。
- (1) 至誠会正会員で、申請の日が属する事業年度（毎年4月1日～翌年3月31日）までの至誠会年会費を完納している者
  - (2) 教授職にある者
- 2 前項の規定に関わらず、本助成金への応募は各事業年度1回に限る。
  - 3 前号の規定に係わらず、既に本賞の授与を受けた者は申請資格を有しない。
- 第3条 学会長助成の助成対象は、次のとおりとする。
- (1) 日本学術会議協力学術研究団体の指定を受けている団体において、全国レベルの学会を主催する場合
  - (2) 日本学術会議協力学術研究団体の指定を受けている団体において、都道府県レベルの学会を主催する場合
  - (3) 日本学術会議協力学術研究団体以外の団体で、第1号・第2号に準じる規模の学会を主催する場合
- 2 申請者が主催する学会が前項の定めに該当しない場合、業務執行理事会において検討し、理事会の承認を得るものとする。
- 第4条 助成金の授与額は、次のとおりとする。
- (1) 第3条1号の場合 原則 50万円
  - (2) 第3条2号の場合 原則 20万円（2名まで）
  - (3) 第3条3号の場合 原則 20万円（2名まで）
- 2 前条2項に該当する場合の助成金の授与額は、業務執行理事会において検討し、理事会の承認を得るものとする。
- 第5条 助成金の申請にあたっては、申請者が主催する学会の開催日までに、次に掲げる書類を本会に提出する。
- (1) 申請書
  - (2) 主催する会の概要がわかるチラシ、プログラム等
  - (3) 収支予算書
- 第6条 申請受付期間は、毎年2月1日から6月末日までとする。
- 第7条 選考委員会は、毎年7月に開催する。
- 2 選考委員会は、申請書を審議の上、助成金の被授与者を決定し、理事会に報告する。
  - 3 助成金の授与は、11月末日までに行うものとする。

第8条 被授与者は、当該学会の終了2ヵ月以内に次に掲げる書類を本会に提出しなければならない。

- (1) 学会抄録
- (2) 学会写真
- (3) 学会チラシ
- (4) 学会プログラム

2 被授与者は学会抄録及び学会写真を、機関誌「女醫界」に掲載することを承諾する。

第9条 次のいずれかに該当する時は、給付した助成金の返還を求めることがある。

- (1) 偽りその他不正な手続きにより助成金の給仕を受けたことが判明したとき
- (2) 助成金をその目的以外に使用したとき
- (3) 第8条に定める被授与支部の義務を怠ったとき
- (4) その他、本助成金の被授与者として妥当ではないと本会が判断する事実があったとき

第10条 この規則の改廃は、業務執行理事会において決議し、理事会の決議をもって行う。